

# 保育所の民営化は本当に安上がりか(その1)

## —全園が私立の大治町と全園が公立の扶桑町を比較して—

中川 博一  
(東海自治体問題研究所理事)

### はじめに

2020年に保育士さんたちの「保育所運営費に関する一般財源とは何かを知りたい。地方交付税制度を勉強したい」という強い要望から「公立保育所の財源問題に関わる研究会」が発足しました。東海自治体問題研究所も当初からこの研究会活動に参加しています。研究会は、活動の成果本として冊子「公立保育所民営化の理由を『一般財源化』に求めるのは不当」を発行しました。東海研のホームページにもその内容を掲載し、大きな反響をいただきました。研究会は、その後も2月に一度のペースで活動を続けてきましたが、その研究活動の中で、名古屋市に隣接する大治町では、保育所が全て私立保育園であり、このような自治体では、財政的にはどのような特徴をもつのかを調べてみようということが提起されました。また、公立の保育所が1園もない自治体の保育所に関する財政を分析すると、比較すべき自治体があるとよりわかりやすいのではないかという意見が出ました。そこで浮かびあがったのが扶桑町です。扶桑町は大治町と人口が同程度ですが、保育所の形態は真逆で全てが公立です。こうして、大治町と扶桑町の予算書・決算書を比較検討するところから始めました。

本稿の目的は2点。一つは表題にあるように保育所の民営化は本当に安上がりかを明らかにすることであり、二つ目に、その検証方法をみいだすことだと考えています。そのため、次の4点を中心に検証します。

- ①両町の歳出を比較して保育所運営費に関わる費用がどちらの町が多いのかを検証します。
- ②歳入面では国庫支出金・県支出金だけでなく地方交付税の基準財政需要額に注目して、自治体負担金を比較して検証します。
- ③私立保育所の方が保育所運営費は多くなる、その要因を私立保育所の経営分析から検証します。
- ④これらのことを通じて保育所の民営化が安上がりかどうかの検証方法について言及します。

## I 大治町と扶桑町の財政状況を概観

### 1 人口の伸び率と保育所入所児童数

大治町も扶桑町も人口は同程度です。どちらも名古屋市のベッドタウンですが、昼夜間人口比率が大治町は扶桑町に比べて低いので、名古屋市への依存度は大治町の方が強いということになります。まず注目したのが人口増加率です。この20年間を見ても大治町は5年ごとに1,000名以上が増加しています。一方の扶桑町は一貫して増加しているものの、その伸びは鈍化傾向にあります。年齢層は大治町では年少者数が多く、逆に扶桑町では15歳以上就業者数や高齢者層が多くなっています。保育所数は2019年度現在で大治町が5園で、扶桑町が7園です。保育所入所児童数はほぼ同数です。しかし、この5年間の入所児童数の伸び数は扶桑町が15名ほどに対して大治町は150名に上ります。

## 2 大治町と扶桑町の財政的特徴

大治町の2019年度の財政規模を決算カードで確認したところ、歳入額104億円弱に対して、扶桑町も104億円強で同程度でした。その差は5千200万円程でした。

次に歳入全般を見てみましょう。歳入は四大財源に注目します。地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債が平均的な市町村の四大財源です。

### ① 地方税

まず、地方税の特徴を見ていきます。税金はというと大治町が40億円に対して扶桑町が53億円で、その差は13億円あります。そこで、もう少し立ち入って調べたところ、扶桑町には約3億円の都市計画税が賦課されていることがわかりました。他の税目を見ると、扶桑町の方が個人市民税では2億8千万、法人市民税では5億8千万、固定資産税では1億2千万円が大きいことがわかりました。特徴としては法人市民税の差が少し大きいことかと思われます。

### ② 地方債

次に地方債ですが、これは大治町の方が4億円も大きいので、この年に大きな建設事業を行ったということです。財政規模は扶桑町の方が10億円しか上まわっていませんでしたが、通常に比べて、もう少し大きな差が出ていることを理解しておく必要があります。

### ③ 国庫支出金・県支出金と地方交付税

次に国庫支出金・県支出金と地方交付税について見ていきます。国庫支出金・県支出金は大治町の方が大きく、6億9千万円の差が出ています。逆に普通交付税は扶桑町の方が大きく、1億1千万円の差が出ています。実は、このことが、大治町と扶桑町との財政的な特徴を示す重要な事柄になります。普通であれば、大治町は税金が少ないので、その不足分を地方交付税制度で補填するために普通交付税が大きくならなければならないはずですが、実際には扶桑町の方が大治町よりも多く交付されています。

表 I-1 2019年度大治町と扶桑町の財政状況比較表

	大治町(a)	扶桑町(b)	差額 (b-a)	
人口	32,399	34,133	1,734	
面積(㎡)	6.59	11.19	4.60	
人口密度(人/㎡)	4,916	3,050	△1,866	
0～4歳の人口	1,468	1,381	△87	
15歳以上就業者数	17,558	17,654	96	
65歳以上の人口	6,897	9,058	2,161	
昼夜間人口比率	69.9	77.2	7.3	
財政力指数	0.86	0.85	△0.01	
財政規模(千円・歳入額)	10,363,570	10,415,679	52,109	
歳入	地方税(千円)	4,043,487	5,324,273	1,280,786
	普通交付税(千円)	672,112	785,995	113,883
	国庫支出金(千円)	1,439,015	921,605	△517,410
	県支出金(千円)	813,645	638,390	△175,255
	地方債(千円)	1,085,500	683,600	△401,900
基準財政需要額合計	4,370,091	5,106,565	736,474	
「社会福祉費」基準財政需要額	590,393	929,111	338,718	

注) 2020国勢調査の数値は、「不詳補充結果」の結果数値を掲載。ただし、0～4歳の人口は不詳を含まない。

出所) 決算カード、地方交付税算定台帳、2020国勢調査より

したがって、なぜそうなるかを次の項で説明することにします。

なお、財政力指数は大治町が0.86で扶桑町が0.85なので、その差はほとんど認められません。財政力指数とは基準財政収入額(税金の3/4)÷基準財政需要額で算出します。

そのため、扶桑町が大治町に比べて地方税が多いが、基準財政需要額も多いので、その結果として財政力指数がほぼ同じになっているというふうに理解できます。

## 3 大治町と扶桑町の基準財政需要額の違い

地方交付税は特別交付税と普通交付税に分かれています。地方交付税額が基準財政需要額と税金の大きさに変動するのは普通交付税です。ここで地方交付税という場合は混乱を避けるために、普通交付税を指しているとご理解ください。

前項で大治町と扶桑町との財政的な特徴としては、大治町の方が、税金が少ないのに、地方交付税も少ないということでした。

その疑問を解くカギは地方交付税を算出するところにあります。地方交付税は基準財政需要額から基準財政収入額(税金の3/4)を

差し引いて求めます。扶桑町の方が大治町に比べて基準財政需要額が大きいのです。

地方交付税制度については次章で解説する予定ですが、ここでは基準財政需要額とは何かを簡単に説明しておきます。基準財政需要額とは標準的な市民サービスに係る経費の必要額のことです。

表 I-2 は大治町と扶桑町の地方交付税算定台帳から作成した「大治町と扶桑町の2019年度基準財政需要額比較表」です。この表から基準財政需要額の仕組みを簡単に解説します。基準財政需要額とは、市民の標準的な市民サービスに係る経費の必要額のことです。この経費は個別算定経費と包括算定経費から成り立っています。

個別算定経費は消防費から始まって社会福祉費、高齢者保健福祉費など24に及ぶ費目から成り立っています。

包括算定経費は地方交付税の算定方法を簡易なものにしようと、人口と面積からだけで算出するようになっていきます。個別算定経費に比べて額的には小さいものです。

この個別算定経費と包括算定経費の二つの経費を合算したものが振替前需要額です。これが本来の基準財政需要額です。ただし、国は地方交付税の財源が不足しているため、その不足分を全国の自治体が臨時財政対策債という地方債を発行して賄ってほしい、ただし、その地方債を償還するときには元利償還金相当額を基準財政需要額に算入するという制度を設けました。ですから、本来の基準財政需要額から臨時財政対策債振替相当額を差し引いたものが基準財政需要額になっています。

そこで次に、この基準財政需要額がどうして、扶桑町の方が大治町と比べて大きいのか、この差はどこから生まれたのかを検証してみます。

### (1) 基準財政需要額の差は「社会福祉費」の中で生まれる

大治町と扶桑町の地方交付税算定台帳をみ

表 I-2 大治町と扶桑町の2019年度基準財政需要額比較表

(単位：千円)

	大治町(a)	扶桑町(b)	差額(b-a)	
個別算定経費 (A)	4,085,389	4,844,241	758,852	
うち	社会福祉費	590,393	929,111	338,718
	高齢者保健福祉費	653,061	868,696	215,635
	(内訳) 65歳以上人口	411,154	513,625	102,471
	(内訳) 75歳以上人口	241,907	355,071	113,164
包括算定経費 (B)	658,315	709,506	51,191	
振替前需要額 (A+B)	4,743,704	5,553,747	810,043	
臨時財政対策債振替相当額 (C)	373,613	447,182	73,569	
基準財政需要額 (A+B-C)	4,370,091	5,106,565	736,474	

出所) 大治町と扶桑町の2019年度「地方交付税算定台帳」

ると大治町の基準財政需要額は43億7千万円、扶桑町が51億円と、その差が7億4千万円もあります。個別算定経費の差額の中で一番大きかったのが社会福祉費です。3億4千万円です。二番目が高齢者保健福祉費です。その差額は2億2千万円です。社会福祉費と高齢者保健福祉費の二つの費目だけで、その差額は5億5千万円に上り、個別算定経費の中の約73%を占めています。なお、高齢者保健福祉費の測定単位は65歳以上と、75歳以上の高齢者の数です。大治町と扶桑町との差が約2億2千万円もあるということは、扶桑町の方が高齢者の方が多いということを示しています。

以上のことから、大治町と扶桑町との間に生じる基準財政需要額の差の半分近くが社会福祉費のなかで生まれていると言えます。

### (2) 「社会福祉費」の差は「児童福祉費」で生まれる

大治町と扶桑町との間で生じる「社会福祉費」基準財政需要額の差はどこで生まれるのか。そのことについて考えてみます。実は「社会福祉費」もいくつかの費目によって構成されています。これらの費目とは社会福祉事業費、児童福祉費、障害福祉費、母子父子寡婦福祉対策費になります。このことは「地方交付税制度解説(単位費用篇)」(一般財団法人地方財務協会)で確認することができます。そして、この費目の中では「児童福祉

費」が一番大きな比重を占めています。

この児童福祉費の事業内容を見ると、①児童手当費、②施設型給付費・地域型保育給付費、③地域子ども・子育て支援事業等の3つに区分されています。保育所運営費は②施設型給付費・地域型保育給付費のこととなります。

この中で①児童手当費と②施設型給付費・地域型保育給付費が大きな比重をしめます。ただし、児童手当については子どもの数は大治町の方が多いので、扶桑町と大治町との基準財政需要額の差を縮ませる効果に働きます。したがって②施設型給付費・地域型保育給付費、つまり保育所運営費が児童福祉費のなかでは一番大きく差額を生じさせていると考えられます。この差額が大治町と扶桑町の「保育所運営費」の実際の自治体の負担額を明らかにするキーポイントになります。

そのため、このうち保育所運営費による差はどれだけあるかを明らかにする必要があります。このことについては次章で検証することになります。

### (3)「保育所運営費」基準財政需要額の差が大きい理由

大治町と扶桑町の「保育所運営費」基準財政需要額の差が大きくなるという理由はわかっています。

「はじめに」でも述べましたが、大治町は公立の保育所が1園もなく、保育所は全てが私立であること、一方で扶桑町では全ての保育所が公立であるからです。実は2004年度に三位一体改革で公立保育所の保育所運営費が国庫補助金で交付されていたものが一般財源化されました。そのため、大治町では引き続き、保育運営費への国庫補助金が交付され、基準財政需要額にも変化はありませんでしたが、一方の扶桑町では一般財源化により国庫補助金が無くなり、その分が基準財政需要額に算定されるようになりました。こうしたことにより、扶桑町の方が大治町に比べて「保育所運営費」基準財政需要額の差が大きくなっ

たというわけです。

## Ⅱ 一般会計の予算書・決算書で見る自治体間比較

保育所運営費がどうなっているのかを見る場合、児童福祉関係全般を見る必要があります。その時、決算書だけで分析できれば一番良いのですが、その決算書だけでは、内容的に理解できないことが多々でてきます。そこで、予算書も使用して財政的な分析を行うことにしました。予算書には款項目節まで詳細に記載されています。また予算書には説明書がついており、費目の解説もあるので理解しやすいからです。

### 1 保育所運営費の財源と負担割合

保育所運営費の元々の財源はどこからくるのでしょうか。子ども・子育て支援新制度では、「『施設型給付』及び『地域型保育給付』を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障しています」と述べています。そこでは具体的にどのように支援する仕組みになっているのかを見てみましょう。

#### (1)負担割合の確認

最初に保育所運営費の国・県・市町村の負担割合について確認しておきましょう。保育所運営費の負担割合は子ども・子育て支援新制度を解説した政府資料で確認することができます。それらを要約すると次の通りになります。

◎私立保育所＝国庫補助金(2/4)、県支出金(1/4)、市町村の負担金(1/4)

市の負担金の1/4は一般財源で賄いますが、その一般財源は地方交付税で財政措置されません。

◎公立保育所＝市町村の負担金(4/4)

市の負担金の4/4は一般財源で賄いますが、その一般財源の全額が地方交付税で財政措置されます。

## (2) 一般財源とは、地方交付税財政措置とは どういうことか

表Ⅱ-1「地方交付税と一般財源の関係」を見てください。まず、自治体の財源には特定財源と一般財源があります。特定財源とは国庫支出金や県支出金、建設地方債のことです。私立保育所の保育所運営費には国庫補助金や県支出金が交付されます。国と県の負担割合は先に述べたとおりです。

### ① 一般財源とは何か

一般財源とはこの特定財源以外のもののことをいいます。簡単に言うと一般財源とは地方交付税と税収のことです。

### ② 地方交付税とは何か

この地方交付税も特別交付税と普通交付税に分けることができます。普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて求めます。基準財政収入額とは税収の3/4ということになっています。残りの1/4税収は留保財源とも呼ばれています。1/4税収を基準財政収入額としないのは税収確保のインセンティブとしての役割があるともいわれています。また、普通交付税の交付団体にとってみると、1/4税収の差額が自治体間の財政力の差になるということが言えます。

### ③ 地方交付税財政措置とは何か

基準財政需要額とは自治体にとって標準的

な市民サービスを賄うのに要する費用のことです。この費用に対して自治体が税収で賄えない場合には、国が税収の不足分を補うこととなります。この不足分を補填する制度が地方交付税制度です。地方交付税財政措置とはこのことを指します。

### ④ 地方交付税制度とは何か

地方交付税制度は、地方自治体の「財源保障機能」を果たす制度だということです。もう一つの役割を付け加えると、地方交付税制度とは財源保障型の財政調整制度だということになります。

### ⑤ 特別交付税とは何か

なお、特別交付税とは基準財政需要額には当てはまらない特殊な財政需要に応えるものということになっています。具体的には、災害対策費や病院事業、地方バス事業の運営補助に充てられます。地方交付税総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税の割合となっています。特別交付税は毎年1兆円を超しますので自治体にとっては大きな財源です。

## (3) 地方財政制度の仕組みから国庫補助金と 地方交付税の関係を考える

ところで、保育所運営費の費用の負担をめぐって、国は補助金と地方交付税の二本立てで負担するようにしています。施設整備費が国の補助金で賄われるのはさておき、保育所

表Ⅱ-1 地方交付税と一般財源の関係

\* 財政の仕組みを理解するために「臨時財政対策債の発行額」や細かな科目を除いて作成しました。

自治体の財源 = 歳入額			
特定財源		一般財源	
地方交付税		税収	
特別交付税	普通交付税	税収	
基準財政収入額 (3/4税収)			1/4税収
特別交付税	基準財政需要額		1/4税収

●一般財源とは地方交付税と税収のことです。

出所) 筆者作成

運営費のような経常的な経費までもが国の補助金で賄われるのは、不思議だとは思いませんか。なぜ国の地方財政の構造がこうになっているのか、またどういう改革であったらよいのかを確認しておきましょう。

戦後まもなく憲法と地方自治法が施行されました。しかし、地方財政の在り方は確立されていませんでした。そこで日本の税財政を確立するためにできたのがシャープ勧告です。このシャープ勧告について大阪経済大学名誉教授の重森暁先生が簡潔にまとめていますので紹介します。

シャープ勧告の主張の主な内容は、①地方、特に市町村の独自財源の強化、②国による一方的決定の排除、③市町村を優先した事務の再配分、④補助金の整理と一般的な地方財政調整制度の導入、というものです（重森暁『入門 現代地方自治と地方財政』2003自治体研究社）。残念ながら、シャープ勧告は全面的には実施されるには至りませんでした。その結果、国庫補助金の整理も極めて不十分な結果となりました。

ここで、今回の保育の一般財源化について、今一度、振り返って考えてみることにします。国庫補助金は中央集権制を強める性格をもつため、国庫補助金の一般財源化は、地方自治の確立からすると前進したように見えます。しかし、シャープ勧告の主張を保育の一般財源化にあてはめて考えてみると、次のように言うことができます。

保育の一般財源化は①市町村の独自財源の強化にはなりません。②この一般財源化は国の政策誘導であり、一方的な決定であること。③ましてや市町村を優先した事務の再配分にはなっていないこと。④補助金の整理どころか、市町村の事務を複雑化させ、かつ一般的な地方財政調整制度の導入とも言えません。

こうした地方自治体における財源の仕組みを確認して、大治町と扶桑町の予算書・決算書を見ていくことにします。

## 2 大治町と扶桑町の一般会計の歳出

予算書、決算書の中から民生費全体を見ていくことにします。民生費は、元々は生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子および寡婦福祉法の福祉6法に関する事業に対するの歳出です。ただし、町村の生活保護事業は県が担当するので、町村の一般会計の中には入ってきません。自治体によってはこの福祉6法に加えて国民年金事業、国民健康保険事業、災害救助などが民生費に含まれてきます。こうした一般会計の区分の特徴をみながら、大治町と扶桑町の民生費をみて、その民生費の中の児童福祉費について見ていきます。

### (1)大治町の歳出

#### ① 大治町の民生費

大治町の一般会計の区分方法を見ると、民生費は社会福祉費と児童福祉費とに分かれています。民生費の中で、児童福祉費以外はすべて社会福祉費になっています。その社会福祉費には老人福祉、障害者福祉に係る事業費が入ってきます。また、社会福祉費の中の総合福祉センター費は「希望の家」の施設運営費です。この施設には地域福祉センター、福祉作業所さつきの家、児童センター、高齢者生きがい活動センターが入っています。この施設の運営には指定管理者制度が導入されています。委託先は社会福祉協議会とシルバー人材センターです。

区分として難しいのが福祉医療費です。自治体によって、どこに所属するのか様々です。担当部が国民健康保険や国民年金と一緒になって市民部になることもあります。民生関係であっても社会福祉であったり、児童福祉であったりと様々です。大治町では福祉医療として社会福祉費の中に組み込まれています。

大治町の社会福祉費には国民年金や国民健康保険、後期高齢者医療費も入ってきています。

なお、災害救助費は民生費の中には含まれ

ていません。この分野は総務部の中に防災管理課がありますので、そこで計上されていると思います。

## ② 大治町の児童福祉費

大治町の児童福祉は4費目に分かれています。児童福祉総務費は児童福祉関係の件費や遺児手当などです。児童措置費は保育所運営費と児童手当費と私立幼稚園への利用給付費です。保育所運営費は委託料と補助金です。大治町の保育所は全園が私立なので、この保育所運営費が扶桑町との比較の対象となります。児童福祉施設費はちびっこ広場の管理費です。児童クラブ費は児童クラブへの委託料です。

## (2) 扶桑町の歳出

### ① 扶桑町の民生費

扶桑町の民生費は社会福祉費、児童福祉費、

国民年金費、災害救助費の4つに分かれています。社会福祉費は老人福祉や障害者福祉の費用が計上されています。福祉医療関係は社会福祉と児童福祉に分かれています。障害者医療や後期高齢者医療費は社会福祉に計上されています。国民健康保険関係は社会福祉総務費に国民健康保険特別会計繰出金として計上されています。

### ② 扶桑町の児童福祉費

児童福祉費は8つに区分されています。1つ目の児童福祉総務費は主に件費です。この件費も児童福祉の庶務的な仕事を担う件費と、保育所の運営にかかわる件費と、児童発達支援に関する件費に分かれています。2つ目は児童手当費です。3つ目が母子福祉費です。その中には遺児手当の支給事務も計上されています。4つ目の児童遊園施設費はちびっこ広場の施設管理費です。5つ目

表Ⅱ-2

大治町と扶桑町の2019年度保育所運営費比較

大治町の保育所運営費 (単位：円)		扶桑町の保育所運営費 (単位：円)	
<委託料>		<児童福祉総務費>	
施設型・保育給付費等委託料	852,422,941	うち福祉児童課(保育所)職員件費	376,845,354
小計(A)	852,422,941	小計(A)	376,845,354
<負担金補助及び交付金>		<保育所費>	
民間保育所運営費補助金	26,876,669	代替職員設置事業	139,013,211
特別保育事業費等補助金		保育所育児講座事業費	100,000
延長保育事業費	9,450,000	保育所管理運営費	111,081,403
低年齢児途中入所円滑化事業	5,060,000	保育所管理運営費(臨時)	10,308,070
障害児保育事業費	13,443,000	保育所施設整備費	13,591,000
発達障害児保育事業費	5,500,000	地域子育て支援センター事業費	6,289,590
一時預かり事業費	8,759,000	ファミリーサポート事業費	2,241,668
保育補助者雇上強化事業費補助金	1,563,845	一時保育事業費	9,761,242
小計(B)	70,652,514	一時保育事業費(臨時)	177,096
<償還金利子及び割引料>		広域入所事業費	520,640
平成30年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金	50,083	子ども子育て支援事業費	17,155,414
平成30年度子どものための教育・保育給付費等県負担金返還金	35,914	その他	725,447
小計(C)	85,997	小計(B)	310,964,781
合計(A)+(B)+(C)	923,161,452	合計(A)+(B)	687,810,135

大治町と扶桑町の保育所運営費の差

$923,161,452 - 687,810,135 = 235,351,317$

の保育所費は保育所関係の人件費を除く保育所運営費が計上されています。6つ目の放課後児童健全育成事業費は放課後のための児童クラブ事業が計上されています。7つ目の児童発達支援費は児童発達支援事業所「つくし学園」の運営費です。つくし学園は10名定員です。8つ目は児童館整備事業費です。

両町の児童福祉費を見てきた中で、保育所運営費がどういうものかが明らかになりました。大治町は保育所運営費、扶桑町は保育所費と児童福祉総務費の中の福祉児童課（保育所）職員人件費とを比較の対象とするのが適当だと考えます。表Ⅱ-2「大治町と扶桑町の2019年度保育所運営費比較」は、その比較表です。大治町の保育所運営費は9億2,316万1,452円、扶桑町は6億8,781万135円ですから

### (3) 大治町と扶桑町の保育所運営費比較

表Ⅱ-3 大治町と扶桑町の2019年度保育所運営費に関する歳入決算額比較表

〈大治町〉		(単位：円)	〈扶桑町〉		(単位：円)
国庫支出金	子ども子育て支援臨時交付金(10月実施のため国が負担)	37,508,000	国庫支出金	子ども子育て支援臨時交付金(10月実施のため国が負担)	130,034,000
	子どものための教育保育給付交付金	347,046,616		子育てのための施設等利用給付交付金	27,250,500
	子ども子育て支援交付金	31,075,000		子ども・子育て支援交付金(補足給付)	228,000
	子育てのための施設等利用給付交付金	38,085,000		子どものための教育保育給付交付金	2,999,534
	保育所等整備交付金	1,620,000		過年度	141,806
	保育対策総合支援事業費補助金	898,000		子ども子育て支援交付金	32,149,000
	障害児通所給付費負担金	72,231,455		子育てのための施設等利用給付交付金	145,849
	小計	528,464,071		障害児通所給付費負担金	55,960,401
			小計		248,909,090
県支出金	施設型教育保育給付費等負担金	152,541,276	県支出金	施設型教育保育給付費等負担金	1,454,378
	子育て支援施設等利用給付費負担金	1,695,000		子育て支援施設等利用給付費負担金	72,924
	地域子ども子育て支援事業費補助金(1/3)	23,440,000		地域子ども子育て支援事業費補助金(1/3)	23,609,000
	第三子保育料無料化等事業費補助金(1/4,1/2)	1,801,000		第三子保育料無料化等事業費補助金(1/4,1/2)	915,000
	施設型教育・保育給付費等補助金(1/2)	9,344,305		施設型教育保育給付費等補助金(1/2)	1,037,409
	民間保育所運営費補助金	231,000		1歳児保育事業費補助金(1/2)	3,448,000
	低年齢児途中入所円滑化事業費補助金	2,530,000		子ども・子育て支援交付金(補足給付)	228,000
	保育対策総合支援事業費補助金	1,367,000		障害児通所給付費負担金	27,980,200
	重症心身障害児・社短期入所利用支援事業費補助金			過年度	70,903
	軽度・中等度難聴児支援事業費補助金	31,000		重症心身障害児・社短期入所利用支援事業費補助金	47,850
	幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金	12,633,000		軽度・中等度難聴児支援事業費補助金	19,000
	小計	205,613,581		幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金	730,000
			幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金	5,800,000	
			小計		59,612,664
分担金及び諸収入(負)、諸収入(諸)			分担金及び諸収入(負)、諸収入(諸)		
町	保育所運営費保護者負担金(負)	80,454,520	町	保育料(負)	122,302,215
	保育料(H30年度分・29年度以前分)(負)	555,400		児童発達支援事業費利用者負担金(負)	296,380
	保育所主食費等徴収金	0		保育所主食費等徴収金(諸)	29,497,706
	一時保育利用料	0		一時保育利用料(諸)	6,368,335
	保育所広域入所運営費(諸)	283,370		小計	158,464,636
小計	81,293,290				

出所)各年度大治町・扶桑町一般会計歳入歳出決算書より



その差は2億3,535万1,317円になります。

保育所運営費は全園が私立保育所の大治町の方が、全園が公立保育所の扶桑町よりも約2億4千万円も多く費用がかかっているということになります。

なお、両町の保育所運営費の内訳をみると、国の地域子ども子育て支援事業の制度を利用したものも見受けられます。大治町であれば、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業があること、扶桑町であれば、ファミリーサポート事業、一時保育事業、子ども子育て支援事業があることがわかります。これらは、大治町はもちろん、扶桑町も国庫補助金や県支出金として交付されます。ただし大治町の病児・病後児保育事業は保育所運営事業とは別事業と思われるので保育所運営費から外しました。

### 3 大治町と扶桑町の歳入比較

#### ① 国庫支出金・県支出金

表Ⅱ-3「大治町と扶桑町の2019年度保育所運営費に関する歳入決算額比較表」は大治町と扶桑町の保育に関する歳入額を比較するために作成した表です。大治町の国庫支出金は5億2,846万4千円、県支出金は2億561万4千円となっています。大治町の保育所は、全てが私立保育所でした。その場合、保育所運営費の国、県、市町村の負担割合は国が1/2、県が1/4を負担、市町村が1/4で、市町村の1/4は地方交付税措置をすることになっています。しかし、国と県からの支出金は、保育所運営費だけではありません。「子ども子育て支援法」では、地域子ども子育て支援事業として、一時預かり事業や延長保育事業など様々な支援制度があります。これらの支援制度によって、国や県からの支出金が交付されます。したがって、先の国と県からの交付金は保育所運営費にプラスして交付されています。

扶桑町は保育所が全て公立です。その場合、保育所運営費は全額市

町村負担です。市町村負担は全額地方交付税措置されますが、保育所運営費については国や県からの交付金はありません。しかし、扶桑町には国庫支出金が2億4,890万9千円、県支出金が5,961万3千円、交付されています。これらは保育所運営費を除いた子ども子育て支援交付金ということになります。

次に町の保育所運営費に関わる歳入について確認しておきましょう。

#### ② 町の歳入

町の歳入としては「分担金及び負担金」と「諸収入」があります。「分担金及び負担金」の主なものは保育料です。大治町が8,045万5千円、扶桑町が1億2,230万2千円となっています。「諸収入」の主なものは給食費です。扶桑町は公立保育所なので、保護者から徴収する分は歳入として入ってきます。大治町は保育園ごとに徴収し、社会福祉法人の収入となります。

### 4 大治町と扶桑町の自治体負担を検証

大治町と扶桑町の決算書から保育所運営費の歳出額と歳入額を導き出しました。それをまとめたのが表Ⅱ-4「決算書に見る大治町と扶桑町の2019年度保育所運営費の歳入歳出額と一般財源負担額」です。この表で歳出額から歳入額を引いたものが自治体の一般財源負担額となります。大治町の一般財源負担額は約1億9千万円、扶桑町は3億8千万円ということになっています。しかし、一般財源には地方交付税による財政措置があります。この財政措置のことを見逃すと自治体負担を正しく見ることはできません。

表Ⅱ-4 決算書に見る 大治町と扶桑町の  
2019年度保育所運営費の歳入歳出額と一般財源負担額

(単位:円)			大治町	扶桑町	
歳出額		A	923,161,452	687,810,135	
歳入額	国庫支出金	B	528,464,071	248,909,090	
	県支出金	C	205,613,581	59,612,664	
	小計(B+C)	D	734,077,652	308,521,754	
一般財源負担額 (E=A-D)			E	189,083,800	379,288,381

出所) 2019年度大治町・扶桑町一般会計歳入歳出決算書から筆者作成

前章の「3 地方交付税算定台帳から見た財政的な特徴」では次の3点について検証しました。①基準財政需要額の差は社会福祉費の中で生まれる。②「社会福祉費」基準財政需要額の差は児童福祉費の中で生まれる。③「保育所運営費」基準財政需要額が大きい理由。

そこで、「社会福祉費」基準財政需要額を分解して「保育所運営費」基準財政需要額について算出できないかを検証してみます。その検証のために大治町と扶桑町の「普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料」を参照しました。

### (1) 保育所運営費の基準財政需要額と算出方法

まず、基準財政需要額の算出方法を確認します。

基準財政需要額

＝測定単位×単位費用×補正係数

社会福祉費の測定単位は人口です。

単位費用は2019年度は24,300円です。単位費用については、I章の「(2)『社会福祉費』の差は『児童福祉費』で生まれる」の中で、「児童福祉費」「保育所運営費」のそれぞれの費目の詳細について検証しました。

分からないのが補正係数です。次に補正係数はどうなっているのかを検証しましょう。

### (2) 「社会福祉費」基準財政需要額の補正係数を分解

補正係数とは人口10万都市の標準的な市民サービスに対して補正をする係数のことです。

表Ⅱ-5「2019年度社会福祉費『補正係数』と『基準財政需要額』」は扶桑町と大治町の「社会福祉費」に関する補正係数の詳細を表したものです。この表を解説します。

まず、補正係数は、連乗係数と加算係数に分かれていることがこの表からわかります。

連乗係数とは段階補正と態容補正とを掛け合わせたものです。このうちの段階補正は人口の段階ごとの職員数、人口の段階ごとの経費などを比較して補正係数として定めたものです。態容補正とは地域手当の給地区分や種地ごとについて行政質量差を反映させたものになっています。また、行政機能差（指定都市、中核市、町村）などの補正も併せて行っています。名古屋市などの大都市は段階補正では1.0よりも小さく、逆に態容補正では1.0よりも大きくなっています。扶桑町や大治町は名古屋市とは逆に段階補正では1.0より大

表Ⅱ-5 2019年度社会福祉費「補正係数」と「基準財政需要額」

		内訳		大治町	扶桑町	
補正係数	連乗係数	段階補正	エ	1.067	1.059	
		態容補正	オ	0.876	0.875	
		連乗補正	エ×オ	C	0.935	0.927
	加算係数	密度補正	施設型給付費（公立分）	い	△ 0.169	0.337
			施設型給付費（私立分）	か	0.042	△ 0.115
			障害児教育	か''	0.001	0.020
			地域型保育給付に係る子どもの数	き	0.001	△ 0.011
			障害福祉サービス関係	せ	△ 0.057	△ 0.034
			児童扶養手当支給者数関係	ち	—	—
			児童手当児童数関係	ゆ	0.033	0.007
	小計	よ	△ 0.151	0.204		
事業費補正	施設整備費関係	D	0	0		
合計（E=C+よ+D）		E	0.784	1.131		
測定単位（人口）		F	30,990	33,806		
社会福祉費の単位費用		G	24,300	24,300		
社会福祉費の基準財政需要額（H=G×F×E）		H	590,393	929,111		

出所）各市の「普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料」

大きく、態容補正では1.0よりも小さくなります。

次に加算係数について説明します。社会福祉費に関しては密度補正と事業費補正が関係してきます。事業費補正は施設整備費に関するものなので、大治町と扶桑町では施設整備に関する費用はみられません。そのため密度補正に注目します。

密度補正の施設型給付費は公立分と私立分に分かれて補正係数が計上されています。この施設型給付費が保育所運営費に関係する分です。どのように補正係数に反映されているかということ、補正係数の算出に在籍人員数とその年齢区分を算入させることによって反映させています。

まず、大治町の場合を見てみましょう。大治町は全園が私立なので、公立保育所の在籍人員数とその年齢区分は0です。この0を計上すると施設型給付費（公立分）は△0.169（表Ⅱの5参照）とマイナスになります。一方の施設型給付費（私立分）は在籍人員数とその年齢区分を算入させると0.042（表Ⅱの5参照）とプラスになります。補正係数は、10万人の標準都市と比較して在籍人員数とその年齢区分が多いか少ないかによってプラスかマイナスになります。

同じように扶桑町の場合を見てみましょう。扶桑町の場合の施設型給付費（公立分）に在籍人員数とその年齢区分を計上すると補正係数は0.337となります。全園が公立なので10万人都市との比較の中で補正係数はプラスになります。一方で、私立分の在籍人員数と

その年齢区分を0と計上すると施設型給付費（私立分）の補正係数は△0.115とマイナスになっています。

こうして、大治町と扶桑町の保育所運営費に係る補正係数の比較ができるようになりました。

この補正係数から大治町と扶桑町の「保育所運営費」基準財政需要額の差額を算出することができます。

### (3) 扶桑町と大治町の「保育所運営費」基準財政需要額の差額の算出

施設型給付費に関する補正係数がわかりました。だからといって扶桑町と大治町のそれぞれの「保育所運営費」基準財政需要額が確定するというにはなりません。

なぜ確定できないかと言うと、社会福祉費の内訳となる保育所運営費や児童手当や障害福祉などの個別の基準財政需要額については補正係数を確定させることができないからです。また、社会福祉費の補正係数は連乗係数と加算係数とを合計することによって算出することになっていて、その連乗係数が社会福祉全体の補正に対応しているものの、社会福祉費の個別の費目との関係が不明のため、社会福祉費の費目ごとの補正係数を確定させることはできないのです。

加算係数は費目ごとの密度補正を加算したものです。社会福祉費の費目ごとの密度補正は確定しています（表Ⅱ-5参照）。

しかし、その密度補正の差から生まれる補正係数の差を算出することはできます。そこ

で、その補正係数の差に注目します。つまり、その補正係数の差から扶桑町と大治町の「保育所運営費」基準財政需要額の差額を算出するようにします。差額の算出方法は表Ⅱ-6「2019年度『保育所運営費』基準財政需要額の差額算出」のようにして算出します。

扶桑町の場合の施設型（公私分）の基準財政需要額の差額算出額は

表Ⅱ-6 2019年度「保育所運営費」基準財政需要額の差額算出  
(扶桑町と大治町の差額)

(単位：円)

		扶桑町(A)	大治町(B)	差額 (A-B)
測定単位	人口	33,806	30,990	
単位費用	社会福祉費	24,300	24,300	
補正係数	施設型給付費（公立分）	0.337	△ 0.169	
	施設型給付費（私立分）	△ 0.115	0.042	
	(計)	0.222	△ 0.127	
施設型給付費（公私分）の基準財政需要額の差額算出		182,369,848	△ 95,638,239	278,008,087

出所)各市の「普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料」より筆者作成

1億8,236万9,848円となります。大治町の場合は△9,563万8,239円となります。この差額算出額は人口10万人の標準都市を基準としての差額となります。そこで扶桑町と大治町との差を求めます。

182,369,848円－△95,638,239円  
＝278,008,087円

表Ⅱ-7

## 2019年度保育所運営費の一般財源負担額と自治体負担の比較額

		(単位:円)	大治町	扶桑町
歳出額		A	923,161,452	687,810,135
歳入額	国庫支出金	B	528,464,071	248,909,090
	県支出金	C	205,613,581	59,612,664
	小計(B+C)	D	734,077,652	308,521,754
一般財源負担額 (A - D)			189,083,800	379,288,381
「保育所運営費」基準財政需要額の差額		E		278,008,084
自治体負担の比較額 (A-D-E)			189,083,800	101,280,297

出所 「2019年度大治町・扶桑町一般会計歳入歳出決算書」と表Ⅱ-5より筆者作成

この数値が扶桑町と大治町の「保育所運営費」基準財政需要額の差額ということになります。

#### (4) 自治体の一般財源負担額を再検証

次に自治体の一般財源負担額について比較してみます。まず一般財源負担額とは何かを確認しておきます。

表Ⅱ-7「2019年度保育所運営費の一般財源負担額と自治体負担の比較額」でみると歳出額から歳入額を引いたものが一般財源負担額ということになります。

そして、一般財源で負担するという事は地方交付税と税収で負担するという事です。更に結論を述べると、このうちの税収分の負担が大治町と扶桑町ではどちらが多いかを見ることが重要になります。

次は地方交付税が一般財源としてどう関わるかを確認しましょう。

表Ⅱ-1「地方交付税と一般財源の関係」を思い起こしてください。地方交付税額は基準財政需要額から基準財政収入額を引いて求めます。ここでの基準財政需要額とは「保育所運営費」基準財政需要額のことです。この「保育所運営費」基準財政需要額は自治体によって違いがありますが、基準財政需要額が大きければ地方交付税額は大きくなります。ただし、「保育所運営費」基準財政需要額の確定値がわからないので大治町と扶桑町の一般財源の負担額を比較することはできません。

しかし、前の項で述べた大治町と扶桑町の

「保育所運営費」基準財政需要額の差額は比較することができます。その結果は扶桑町の方が2億7,800万8,084円多いということでした。

この結果を表Ⅱ-7のように扶桑町の一般財源負担額から差し引くと自治体の本当の負担分を比較することができるようになります。

自治体の本当の負担分は扶桑町が1億128万297円です。大治町が1億8,908万3,800円となっています。結論として、全園が私立保育所の大治町よりも全園が公立である扶桑町の方が8,852万8,950円も安上がりだということが分かりました。(続く)

#### 次号掲載予定

今月号では、保育所運営費の費用が公立保育所より私立保育所の方が多くかかることを立証しました。次号では、なぜ私立保育所の方が費用が多くかかるかを社会福祉法人の経営分析の中で検証します。

<次号の目次>

#### Ⅲ 大治町の社会福祉法人を財務三表で分析

- 1 財務諸表の取得方法
- 2 事業活動計算書で分析
- 3 貸借対照表で分析
- 4 財務諸表からみえてくるもの

#### Ⅳ 保育所民営化に対する私たちの課題

- 1 民営化した場合の費用を検証する方法
- 2 施設整備費について
- 3 地方交付税不交付団体にとっての保育一般財源化

#### V まとめ